

2017年10月31日

日本テレビ放送網（株）

代表取締役社長 大久保 好男 様

## 「世界一受けたい授業」における色覚に関する 番組内容への抗議と要請

日本色覚差別撤廃の会

会長 荒 伸直

私たち「日本色覚差別撤廃の会」は、「色覚異常とされた者の有する能力が正当に評価され、その社会生活が向上すること」を目的とし、色覚の差異を持つ当事者の団体として活動しています。

去る10月28日、貴局放送の番組「世界一受けたい授業」において色覚の問題を扱った内容は視聴者に色覚の差異への誤った認識を持たせ、偏見に満ちた社会意識を広く醸成するものとなっており、ここに抗議とともに本会の所見を示し貴局のご見解をお尋ねするものです。

本来、人はそれぞれが異なった色感覚を持っており、誰一人として同じ見え方をしているのではなく個人差があります。今年の夏、日本遺伝学会は従来の「色覚異常」という用語を「色覚多様性」と変更しましたが、このことは色覚の差異は人類が持つ個体差の一種であるとの学問的見解がなされたものです。貴局は番組のタイトルに「色覚異常（色覚多様性）」と書かれていましたが、番組内ではこのことへの言及はありませんでした。どのようにお考えなのでしょうか？

日本では戦前より、色覚を検査するとして石原式色覚検査表（以後は石原表と記す）が学校教育をはじめとし広く社会で使用され、石原表の誤読者を「色覚異常」、そうでない場合を「色覚正常」としてきました。石原表誤読者のほとんどは日常生活に支障がなく、そのことを自覚することはありません。しかし検査で「異常」とされた場合には「色の判別ができない」「間違っただけの色判断をする」との誤った認識によって進学時には多くの制限があり、就職の機会から排除されました。一方ではそのことを肯定する社会意識としての予断と偏見がその背景としてありました。

石原表は人工的な配色により作成されたもので、感度が過度に鋭敏な医療検査表であり、わずかな色覚の差異をも「異常」と検出し、かつその性格から誤診も少なくありません。ましてや現実の社会活動上での色判別能力とは全く別次元のものです。この医療的検査表を、極めて社会的な活動である学校保健という場に持ち込み、あるいは企業の採用時に職業適性の検査として利用するという大きな過ちを犯していたのです。

その結果、多くの若者が希望を断念し、婚姻をはじめ様々な困難や不幸を生んできました。

1980年代半ばより、このことが誤った認識であり大きな人権侵害であるとの理解が深まり、多くの方々の努力によって徐々に問い直されてきました。

2001年厚生労働省は、「労働安全衛生規則」を改正し、雇入時健康診断の健診項目から色覚検査が廃止されました。その改正の趣旨に「色覚異常についての知見の蓄積により、色覚検査において異常と判別される者であっても、大半は支障なく業務を行うことが可能であることが明らかになってきていること」とし、さらに「色覚検査において異常と判別される者について、業務に特別の支障がないにもかかわらず、事業者において採用を制限する事例も見られる」と警鐘を鳴らしています。

同様に、文部科学省は2003年より学校健康診断の必須項目から色覚検査が廃止される理由として

「色覚異常についての知見の蓄積により、色覚検査において異常と判別される者であっても、大半は支障なく学校生活を送ることが可能であることが明らかになってきていること」としています。

その後、「色覚異常」とされた多くの人がかつては制限されていた職場で、立派に活躍されています。そのことは、誤った認識がもたらした不幸が、いかに重大な過ちであったかを事実として明らかにして来ています。

今日では進学時での制限はほぼなくなりましたが、就職に関しては未だに根拠の無いまま悪弊にとられて不合理な制限を温存している現状があります。私たちはそれを改めるべく取り組みを進めています。

かかる現状において、今回の番組内容には疑問と憤りを禁じ得ませんでした。色覚異常は「花の色を間違える」「焼肉の焼き具合が判断できない」「交通信号を見誤り事故を起こす例もある」と続く映像は、多くの当事者の実感である「全くそんなことはない」という声を打ち消し、色覚の差異は重大なことであり色判別が出来ないという誤った社会意識を持たせるものです。そんな社会意識がもたらした悲劇を経験した当事者にとって許しがたい映像です。また、「今若者に増えている色覚異常」との言葉は、事実を反し科学的根拠もないもので不安を煽るだけではないでしょうか？制作意図を含めこれらの疑問にお答えください。

色覚の差異は、親から子に引き継がれる遺伝です。このことが親子間・家族間に大きな問題を背負わせた歴史と現状があります。色覚検査はそのことを明らかにするという遺伝子検査と同じ重みをもつ検査です。しかも石原表は前述した性格のある医療的検査法です。番組後半で放映された映像はそのことを配慮された上でのもののでしょうか？全国で多くの人がこの検査を受けたことになり、その後それぞれの家庭でどんな会話がなされたのでしょうか？一人で問題を抱えこんでいる若者はどうしようとしているのでしょうか？多くの疑問と心配が残りました。

ゲスト回答者は、視聴者の前で検査を受けたことになりませんが、その中に当事者がいた場合どんな対応を貴局として考えておられたのでしょうか？今回の場合はすべての回答者が当事者ではなかったようで、医師の説明に安堵の声を漏らし、当事者のみがわかる問題の存在に驚嘆したスタジオの空気に、若かりし頃学校の検査場で味わった辛い記憶をよみがえらせた視聴者もいたはずですが。

遺伝という極めて個人の人権に関わる問題をどのように考えておられるのかお聞かせください。

私たちは違いによって生きにくい社会ではなく、一人ひとりが持つ違いが尊重され、誰もが生きやすい社会にしていこうと活動しています。次代を生きる若者にそんな社会を引き渡していく責任が、過去の過ちを経験し、それに気づいてきた私たち大人にはあると思っています。その意味からもテレビ放送という多くの人に影響力もつ貴局の担われている役割は大変大きなものです。

以上長々と番組内容について述べてまいりましたが貴局のご見解をお伺いするとともに、より詳しく問題点の確認と善後策を打ち合わせたく、ぜひ面談の機会をいただくことを要請します。

なお、文中に書きました、厚労省パンフレット「色覚検査の廃止」、及び本会リーフレットと最近の活動資料を同封しますのでご参考になさってください。

この件についてのご質問、ご要望等があれば下記までご連絡ください。よろしく申し上げます。

日本色覚差別撤廃の会 事務局

〒211-0004 神奈川県川崎市中原区新丸子東3-1100-12

かわさき市民活動センター気付

TEL/FAX : 044-788-3509 HP : <http://nodaiweb.university.jp/cms/>